

個タク法令集 (2025年版)

AIMOTO

●道路運送法（+◎道路運送法施行規則）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1

- *一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-8
- *タクシー業務適正化臨時措置法の施行について《拒否要件通達》・・・・・・・・1-10・2-5
- *一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて・・・・・・・・1-15
- ◎自動車事故報告規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-20
- ◎旅客自動車運送事業等報告規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-22・1-34
- *一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いにつ
いて《期限更新等取扱い》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-24・1-28
- *一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について《運賃料金制度》・・・・1-38
- *タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて・・・・・・・・1-44
- *一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて・・・・1-44
- *一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について《運賃料金認可処理方針》・・1-47
- 道路運送法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-51

◎旅客自動車運送事業運輸規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1

- *タクシー業務適正化臨時措置法の施行について《拒否要件通達》・・・・・・・・1-10・2-5
- *旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は
財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示《損害賠償基準告示》・・2-8
- *旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について・・・・2-17
- *旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示・・・・・・・・2-31

●タクシー業務適正化特別措置法（+◎タクシー業務適正化特別措置法施行規則）・・3-1

◎道路運送車両法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-1

- ◎自動車点検基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-5
- ◎道路運送車両の保安基準（+ *道路運送車両の保安基準の細目を定める告示）・・・・4-10

*東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて《表示通達》・・・・・・・・5-1

☆巻末資料（別表等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・巻末

- *法令試験 出題範囲
- ◎自動車事故報告書
- ◎輸送実績報告書
- *個人タクシー事業の期限更新基準表

個人タクシー試験対策

個人タクシイ法
令集

2025年版

**A
I
M
O
T
O**

*** 本法令集の特色 * * * * ***

- (1) 本法令集は、個人タクシー試験で出題される4つの基本的な法令を条文の順序に従って配置し、その途中に、施行規則などの関連する法令および通達等を挿入して編集してあります。その結果、最初から読み進めれば関連する情報が得られるので、理解しやすくできています。具体的には次のとおりです。
- ① 道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則、タクシー業務適正化特別措置法および道路運送車両法という4つの基本的な法令を条文の順序に従って配置してあります。
 - ② 施行規則（道路運送法施行規則およびタクシー業務適正化特別措置法施行規則）は、本法（道路運送法およびタクシー業務適正化特別措置法）を補足する規定が置かれていますので、本法と併せて学習することが効果的です。そこで、本法令集では、施行規則を独立した法典として掲載しないで、本法の条文の後に、施行規則の該当する関連条文を挿入してあります。
 - ③ 通達は、法令の不明確な点を補足したり、取扱いの指針を示したりするもので、お役所（行政）が発するものです。多数の通達がありますが、試験に出題されるもののみを厳選して、かつ、施行規則と同様に、本法の関連する部分に挿入して掲載しています。
なお、通達については、ボリュームのあるものが多いため、独立して学習もできるように目次に掲載してあります。
- (2) 文字の強調等を用いて重要な部分が一目で分かるようにしてあります。
- ① 本試験に出題された部分および出題されてもおかしくない部分は**下線付きの太字**にしてあります。
 - ② 試験対策上、不要と思われる部分についてはグレーにしてあります。
 - ③ 主要法令の途中で挿入されている関連法令や通達のタイトルは**太字**にしてあります。
 - ④ 注意すべき事項や補足した方が理解しやすい事項は《**括弧付きの斜体**》でアドバイスのメモを加えています。
- (3) 語群問題の出題実績も明記し、空欄にされた語句は**下線付きの太字の斜体**にしてありますので、語群問題対策も万全です。
- (4) なお、目次が表紙に印字してあるのも理由があります。通常の書籍だと表紙をめくって中扉がありその後に目次がありますが、このような作りでは目次までのアクセス時間にロスが生じます。本法令集はこのロスをなくすため、表紙に目次を印字してあるのです。

このように、どこが重要かを一目瞭然で区別することができるだけでなく、補足情報も得ることができるので、本法令集1冊を読み込むことにより十分に合格レベルに達することができます。特に**下線付きの太字**の部分を中心に学習しましょう。

道路運送法

昭和二十六年六月一日法律第八十三号
最終改正：令和五年四月二十八日法律第十八号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 旅客自動車運送事業（第三条—第四十三条）
 - 第二章の二 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進
 - 第一節 旅客自動車運送適正化事業実施機関による旅客自動車運送の適正化（第四十三条の二—第四十三条の八）
 - 第二節 一般貸切旅客自動車運送適正化機関の特則（第四十三条の九—第四十三条の二十二）
 - 第二章の三 指定試験機関（第四十四条—第四十五条の十二）
- 第三章 貨物自動車運送事業（第四十六条）
- 第四章 自動車道及び自動車道事業（第四十七条—第七十七条）
- 第五章 自家用自動車の使用（第七十八条—第八十一条）
- 第六章 雑則（第八十二条—第九十五条の五）
- 第七章 罰則（第九十六条—第一百五条）
- 附則

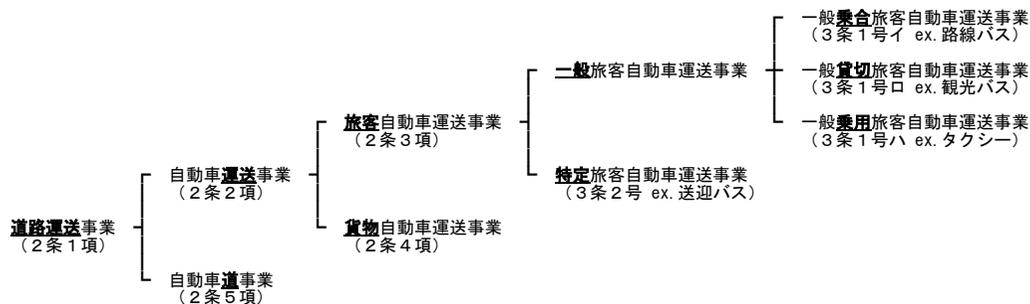
第一章 総則

（目的）《語群出題：H20-11, H15-7》

第一条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、**道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。**

（定義）

- 第二条 この法律で「**道路運送事業**」とは、**旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業**をいう。
- 2 この法律で「**自動車運送事業**」とは、**旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業**をいう。
- 3 この法律で「**旅客自動車運送事業**」とは、**他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。**
- 4 この法律で「**貨物自動車運送事業**」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。
- 5 この法律で「**自動車道事業**」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。
- 6 この法律で「**自動車**」とは、**道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車**をいう。
- 7 この法律で「**道路**」とは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。
- 8 この法律で「**自動車道**」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「**一般自動車道**」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「**専用自動車道**」とは、**自動車運送事業者**（自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）が専らその**事業用自動車**（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。



第二章 旅客自動車運送事業

《本章の「国土交通大臣」の権限は「地方運輸局長」へ委任されている（道路運送法施行令1条2項）。以下、例外は個別に明記する。》

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員《11人》以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員《11人》未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（法第三条第一号ロの乗車定員）

▶**道運法施行規則** 第三条の二 法第三条第一号ロの国土交通省令で定める乗車定員は、十一人とする。

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、**国土交通大臣の許可**を受けなければならない。

- 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、**一般旅客自動車運送事業の種類**（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（許可申請）

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 **氏名又は名称及び住所**並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 經營しようとする**一般旅客自動車運送事業の種類**
- 三 路線又は營業区域、營業所の名称及び位置、營業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種類（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の様子の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する**事業計画**
- 2 前項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

（事業計画）

▶**道運法施行規則** 第四条 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 ～ 六 省略
- 七 **自動運行旅客運送（自動運行装置**（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる旅客の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号、第三号及び前号に掲げる事項
- 2 ～ 7 省略
- 8 法第五条第一項第三号の**事業計画のうち一般乗用旅客自動車運送事業に係るもの**には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 **營業区域**
 - 二 **主たる事務所及び營業所の名称及び位置**《変更 → 遅滞なく届出（道路運送法15条4項）》
 - 三 營業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種類ごとの数及び地方運輸局長が指定する地域にあつては国土交通大臣が定める区分ごとの数 《変更 → あらかじめ届出（道路運送法15条3項）》
《種別：一般車両・特殊車両（福祉タクシー）、区分：（ハイヤーについてのもの）都市型・その他》

- 四 **自動車車庫の位置及び収容能力** 《変更 → (事前に) 認可 (道路運送法15条1項)》
 五 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第一号及び第三号に掲げる事項
 《変更 → 各号による (道路運送法15条1項・3項)》

《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本号追加》
 《平成29年12月28日国土交通省令第74号・改正》

(営業区域)

- ▶**道運法施行規則 第五条 法第五条第一項第三号の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位とするものとする。**《×事業者の利便、×事業者が定める》

(申請書に添付する書類)

- ▶**道運法施行規則 第六条 法第五条第二項の書類は、次に掲げるものとする。**
- 一 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書面
 - 二 事業の開始に要する資金及びその調達方法を記載した書面
 - 三 **事業用自動車の乗務員等** (旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和三十一年運輸省令第四十四号) 第七条の二第一項第五号に規定する乗務員等をいう。) **の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面** 《4項により省略可》
 《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本号改正》
 - 四 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類 《運輸規則19条の2、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済に加入していること等 (旅客自動車運送事業賠償基準告示) →2-8頁》
 - 五・六 省略
 《平成29年2月28日国土交通省令第8号・第5号第6号追加》
 - 七 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者であつて、**その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運行しようとするもの**にあつては、**その旨を記載した書面**
 《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本号改正》
 - 八 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
 《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本号追加》
 - 九 ~ 十二 省略 《令和5年3月31日国土交通省令第31号・第9号追加》
 - 十三 個人にあつては、次に掲げる書類
 - イ 資産目録
 - ロ 戸籍抄本
 - ハ 履歴書
 - 十四 法第七条各号《欠格事由》のいずれにも該当しない旨を証する書類
- 2・3 省略
- 4 法第四条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、**その事業用自動車を当該許可を受けようとする者に限って運行しようとする場合には、第一項第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。**
 《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本項改正》
- 5 省略
 《平成29年12月28日国土交通省令第74号・改正》

(許可基準)

第六条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、**次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。**

- 一 当該事業の計画が**輸送の安全を確保するため適切**なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、**当該事業の遂行上適切な計画を有する**ものであること。
- 三 当該事業を**自ら適確に遂行するに足る能力を有する**ものであること。

(欠格事由)

第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

一 許可を受けようとする者が**一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者**であるとき。

《令和4年6月17日法律第68号・本号改正（「懲役又は禁錮の刑」→「拘禁刑」）令和7年6月1日施行（令和7年12月以降新法で出題）》

二 許可を受けようとする者が**一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者**（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号、第八号、第四十九条第二項第四号並びに第七十九条の第四第一項第二号及び第四号において同じ。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

三 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者（許可を受けようとする者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（以下この号において「許可を受けようとする者の親会社等」という。）、許可を受けようとする者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもののうち、当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者であるとき。

四 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

五 許可を受けようとする者が、第九十四条第四項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

六 第四号に規定する期間内に第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、許可を受けようとする者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

七 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当する者であるとき。

《令和元年6月14日法律第37号・第7号改正》

八 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

《平成28年12月9日法律第100号・改正》

(一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新)

第八条 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第五条から前条までの規定は、第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新について準用する。

《平成28年12月9日法律第100号・改正》

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九條 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八條の二第一号及び第四号並びに第八十九條第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が整ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

《令和2年6月3日法律第36号・本項改正》

- 5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

《次の項は、第9條の3第6項により一般乗用旅客自動車運送事業者の時間指定配車料金・車両指定配車料金に準用されている。》

- 6 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金《準用→旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金（時間指定配車料金・車両指定配車料金）》が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者《準用による読み替え→当該一般乗用旅客自動車運送事業者》に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。
- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九條の二 省略

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、**運賃等**（旅客の**運賃及び料金**（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）をいう。以下この条、第八十八条の二第三号及び第八十九条第一項第二号において同じ。）を定め、**国土交通大臣の認可**を受けなければならない。これを**変更しようとするとき**も同様とする。

《令和5年4月28日法律第18号・本項改正》

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
 - 一 能率的な經營の下における**適正な原価に適正な利潤を加えたもの**を超えないものであること。《附則2項による変更》
 - 二 特定の旅客に対し**不当な差別的取扱い**をするものでないこと。
 - 三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に**不当な競争**を引き起こすこととなるおそれがないものであること。
 - 四 運賃及び料金が**対距離制**による場合であつて、国土交通大臣が**その算定の基礎となる距離を定めるとき**は、これによるものであること。
 - 3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。
 - 一 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県
 - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者
 - 三 当該営業区域を管轄する地方運輸局長
 - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 《令和5年4月28日法律第18号・本項追加》
- 4 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 《令和5年4月28日法律第18号・本項追加》
- 5 一般乗用旅客自動車運送事業者は、**第一項の国土交通省令で定める料金**を定めようとするときは、**あらかじめ**、その旨を国土交通大臣に**届け出**なければならない。これを**変更しようとするとき**も同様とする。
 - 6 第九条第六項《**運賃又は料金の変更命令**》の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第六項中「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

▶ 附 則

- 2 第九条の三第二項第一号の規定の適用については、当分の間、「**加えたものを超えないもの**」とあるのは、「**加えたもの**」とする。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の認可申請)

▶**道運法施行規則** 第十条の三 法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の**運賃等の設定又は変更の認可を申請**しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）認可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する**営業区域**
 - 三 設定又は変更しようとする運賃等の**種類、額及び適用方法**（変更の認可申請の場合は、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
 - 四 変更の認可申請の場合は、**変更を必要とする理由**《cf. 設定を必要とする理由は不要》
- 2 前項の申請書には、**原価計算書その他運賃等の額の算出の基礎を記載した書類を添付**するものとする。
 - 3 **申請する運賃等が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときは、同項の書類の一部又は全部の添付を省略**することができる。《自動認可運賃、cf. 公定幅運賃は届出（ただし、試験範囲外）》

《令和5年9月22日国土交通省令第73号・本条改正》

(一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出)

▶**道運法施行規則** 第十条の四 法第九条の三第一項の国土交通省令で定める料金は、**時間指定配車料金及び車両指定配車料金**とする。

2 法第九条の三第五項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定(変更)届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 設定又は変更しようとする料金を適用する営業区域
- 三 設定又は変更しようとする料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合は、新旧の料金(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
- 四 実施予定日

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第十条の五 省略

《令和5年9月22日国土交通省令第73号・本条追加》

▶**一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について** 《→1-38頁》

▶**一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について** 《→1-46頁》

(運賃又は料金の割戻しの禁止)

第十条 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の**割戻しをしてはならない**。

(運送約款)

第十一条 一般旅客自動車運送事業者は、**運送約款を定め、国土交通大臣の認可**を受けなければならない。これを**変更しようとするとき**も同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 **公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。**
- 二 少なくとも**運賃及び料金の收受並びに一般旅客自動車運送事業者の責任に関する事項**が明確に定められているものであること。

3 国土交通大臣が一般旅客自動車運送事業の種別に応じて**標準運送約款を定めて公示した場合**(これを変更して公示した場合を含む。)において、当該事業を営業者が、**標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したとき**は、その運送約款については、第一項の規定による**認可を受けたものとみなす**。

《標準運送約款の制定及び公示については地方運輸局長に委任されていない(道路運送法施行令第1条2項1号)。》

(運送約款の認可申請)

▶**道運法施行規則** 第十一条 法第十一条第一項の規定により、一般旅客自動車運送事業の**運送約款の設定又は変更の認可を申請**しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款設定(変更)認可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の種別
- 三 設定又は変更しようとする運送約款(変更の認可申請の場合は、新旧の運送約款(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
- 四 変更の認可申請の場合は、変更を必要とする理由

(運送約款の記載事項) 《語群出題：H22-3》

▶**道運法施行規則** 第十二条 法第十一条第一項の規定による一般旅客自動車運送事業の**運送約款に定める事項**は、次のとおりとする。

- 一 事業の**種別**
- 二 **運賃及び料金の收受又は払戻し**に関する事項
- 三 **運送の引受け**に関する事項
- 四 **運送責任の始期及び終期**
- 五 **免責**に関する事項
- 六 **損害賠償**に関する事項
- 七 **その他運送約款**の内容として必要な事項

▶一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

昭和48年9月6日運輸省告示第372号 最終改正：令和2年11月27日国土交通省告示第1405号

(適用範囲)

第1条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、**この運送約款に定めのない事項**については、**法令の定めるところ**又は**一般の慣習**によります。

2 当社がこの**運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲**でこの運送約款の一部条項について**特約に応じたときは**、当該条項の定めにかかわらず、**その特約によります**。

(係員の指示)

第2条 旅客は、当社の運転者その他の係員が**運送の安全確保のために行う職務上の指示**に従わなければなりません。

(運送の引受け)

第3条 当社は、次条又は第4条の2第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けず。

(運送の引受け及び継続の拒絶) 《→道路運送法13条、運輸規則13条参照》

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。

《平成31年3月27日告示第429号・本号改正》

- (8) 旅客が第4条の3第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。

《令和2年11月27日告示第1405号・本号追加》

- (9) 旅客が先行を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- (10) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- (11) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2 当社の**禁煙車両**（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、**旅客は喫煙を差し控えていただきます**。

2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、**運転者は喫煙を中止するように求めることができ**、旅客がこの求めに応じない場合には、**運送の引受け又は継続を拒絶**することがあります。

(手回品の持込み制限)

第4条の3 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことはできません。

2 当社は、旅客の手回品（旅客の携行する物品をいう。以下同じ。）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

《令和2年11月27日告示第1405号・本条追加》

(運賃及び料金)

第5条 当社が収受する運賃及び料金は、**旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているもの**によります。

2 前項の運賃及び料金は、**時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額**によります。

(運賃及び料金の収受)

第6条 当社は、旅客の**下車の際に運賃及び料金の支払い**を求めます。《cf. 乗車する際に支払いを求める場合に関する規定なし》

(旅客に対する責任)

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、**旅客の生命又は身体を害したときは**、これによって生じた**損害を賠償する責に任じます**。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の**旅客に対する責任**は、**旅客の乗車のとき**に始まり、**下車をもって**終わります。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し**旅客が受けた損害**を賠償する**責に任じます**。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、**天災その他当社の責に帰することができない事由**により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって**旅客が受けた損害**を賠償する**責に任じません**。

(旅客の責任)

第10条 当社は、**旅客の故意若しくは過失**により又は**旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは**、その旅客に対し、**その損害の賠償を求めます**。

(特定施設等における喫煙の禁止等)

▶**健康増進法** 第二十九条 何人も、正当な理由がなく、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ 喫煙関連研究場所

三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四 **旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所**

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退去を命ずることができる。

(運賃及び料金等の公示)

第十二条 一般旅客自動車運送事業者（**一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。**）は、国土交通省令で定めるところにより、**運賃及び料金並びに運送約款を公示**しなければならない。

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、運行系統、運行回数その他の事項（路線定期運行に係るものに限る。）を公示しなければならない。

3 一般旅客自動車運送事業者は、前二項の規定により公示した事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

《令和2年6月3日法律第36号・改正》

(運賃及び料金等の実施等) 《語群出題：H25-5》

▶**運輸規則 第四条** 一般旅客自動車運送事業者は、**運賃及び料金並びに運送約款を公示**した後でなければ、これを実施してはならない。

2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一・二 省略

三 一般乗用旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

《令和2年11月27日国土交通省令第93号・本項追加》《令和6年4月30日国土交通省令第58号・本項改正》

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長が定めるところにより、**事業用自動車(運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。)**に**運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示**しなければならない。《ex. 公衆に：初乗1.096km¥500、旅客に：運賃料金表》《x運送約款を…表示しなければならない》

4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金が**対時間制による場合を除き**、地方運輸局長が定めるところにより、**運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示**しなければならない。

《ex. 運賃メーター》

| | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---------------|---|---|----------|---|--------------------|----|---|---|------------|-----|
| 《 | < | 何を | > | < | どこに | > | < | 誰に | > | < | どうする | > |
| 《1項： | | 運賃及び料金 + 運送約款 | | … | (2項：営業所に | | 公衆に | | | | 見やすいように掲示) | 公示》 |
| 《3項： | | 運賃及び料金に関する事項 | | … | 事業用自動車に | | 公衆及び事業用自動車を利用する旅客に | | | | 見やすいように表示》 | |
| 《4項： | | 運賃及び料金の額 | | … | 事業用自動車内に | | 事業用自動車を利用する旅客に | | | | 見やすいように表示》 | |

(運送引受義務) 《語群出題：R03-7,R02-6,H30-7,H20-7,H15-3》

第十三条 一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の**引受け**を拒絶してはならない。

一 当該**運送の申込み**が第十一条の規定により**認可を受けた運送約款**（標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款）**によらないものであるとき。**

二 当該運送に適する**設備がない**とき。

三 当該運送に関し申込者から**特別の負担**を求められたとき。《著しく離れた区域の運送を求められたとき →拒否要件通達》

四 当該運送が**法令の規定**又は**公の秩序若しくは善良の風俗に反する**ものであるとき。

五 **天災**その他**やむを得ない事由**による**運送上の支障**があるとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、**国土交通省令で定める正当な事由**があるとき。《→運輸規則13条》

▶タクシー業務適正化臨時措置法の施行について

昭和45年10月29日 70東陸自1旅2第7848号 最終改正：平成20年5月12日関自旅二第342号の2

1. 道路運送法に違反する運送の引受け又は継続の拒否の要件について 《拒否要件通達》

1. 道路運送法第13条により拒絶できる場合

(1) 当該運送の申込みが第11条の規定により認可を受けた運送約款によらないものであるとき。（第1号）

a 認可運賃以外の運賃によるもの。

b 運送の安全のための乗務員の指示に従わないもの。

(2) 当該運送に適する設備がないとき。（第2号）

a トランクに入らない（蓋がしまらないもの）もの。

b バックミラーによる視認を妨げたり、操縦装置を円滑に操作できない等運転に支障があるとき。

c 定員を超えるとき。

(3) 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。（第3号）

a 高速道路、フェリー等の料金の支払を乗客から強制されたとき。

b 現金及び当該事業者に有効なチケット以外による支払を求められたとき。

c 著しく離れた区域の運送を求められたとき。

(注)

著しく離れた区域とは、**営業区域の境界から概ね50キロメートルを超える区域**をいう。《x乗車地点から》

ただし、高速自動車国道、自動車専用道路又はその他有料道路（東京湾横断道路を除く。）を利用する運送については、本号（上記c）は適用されない。

この場合において、運転者は高速自動車国道等を利用する運送を要求する旅客に対しては、当該往路の運送が事業区域の概ね50キロメートル以上の場合、その往路における高速自動車国道等（東京都特別区・武蔵野市及び三鷹市の事業者にあつては、事業区域内における首都高速道路を除く。）の料金に相当する金額を復路に関して請求することができる。

著しく離れた区域を東京都特別区・武三地区について例示すれば、事業区域の境界から概ね50キロメートルを超える区域とは神奈川県三浦市、小田原市、松田町、山梨県上野原町、埼玉県小川町、熊谷市、羽生市、茨城県古河市、水海道市、千葉県成田市、東金市、木更津市の区域等を超えた区域である。

また、高速自動車国道においては、以下のインターチェンジ以遠をいう。

| | |
|--------------|--------------|
| 東名高速道路—御殿場IC | 常磐自動車道—土浦北IC |
| 中央自動車道—大月IC | 東関東自動車道—大栄IC |
| 東北自動車道—館林IC | 関越自動車道—花園IC |

- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。（第4号）
- 道路交通法上の停車禁止、一方通行等に違反するとき（この場合は違反である旨を説明し、違反とならないように乗客に指示—例えば停車禁止以外の地点まで移動し乗車させること。）
 - 申込に際し暴行、威かく等の行為のあったとき。
 - 賭博場、売春宿等への案内を求められたとき。
 - 当該運送を引受けることにより定められた乗務時間乗務距離を超えることとなるとき（乗務時間が残り少なくなった時は、回送板を掲出して帰庫すること。）
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。（第5号）
2. 旅客自動車運送事業等運輸規則第13条により拒絶できる場合
- 運送の途中、旅客が車内においてあきらかに公序良俗に反する行為があつて、運転者の制止若しくは必要な指示にしたがわないとき。（第1項第1号）
 - 第52条各号に掲げる危険品を携帯している者。（第1項第2号）
 - 泥酔した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのある者。（第1項第3号）
 - 行先を明瞭に告げられない者。
 - 嘔吐の跡等があり車内を汚染するおそれのある者。
 - 人の助けなくしては歩行が困難である者。
 - その服装によって車内が著しく汚れると認められる者。
 - 魚類又は汚い物品等の持込みにより車内が著しく汚染されると認められる者。
 - 付添人を伴わない重病者。（第1項第4号）
 - 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第8条の規定により一類感染症、二類感染症又は指定感染症の患者と見なされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者。（第1項第5号）
3. 旅客自動車運送事業等運輸規則第50条により拒絶できる場合
- 法令の規定により回送板を掲出しているとき。（第6項、第7項）（運転者は、食事、休憩をしようとするとき、燃料等の補給の必要があるときは、回送中である旨を見易いよう表示しなければならない。回送板等の掲出については、各陸運支局において指定している「ハイヤー・タクシーの表示等について」によること。）

（運送の引受け及び継続の拒絶）

▶**運輸規則 第十三条** 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の**運送の引受け又は継続を拒絶**することができる。

一 第十五条の二第七項又は**第四十九条第四項**《旅客の法令・公序良俗違反行為の制止又は必要事項の指示》**の規定による制止又は指示に従わない者**

《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本号改正》

二 **第五十二条各号に掲げる物品**《危険物等》**（同条ただし書の規定によるものを除く。）を携帯している者**

三 **泥酔した者又は不潔な服装をした者等**であつて、**他の旅客の迷惑となるおそれのある者**

四 **付添人を伴わない重病者**

五 **感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律**（平成十年法律第百十四号）**に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症**（同法第四十四条の九の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）**の患者**（同法第八条（同法第四十四条の九において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は**新感染症の所見がある者**

《令和4年12月9日国土交通省令第88号・本号改正》

(乗務員)

▶運輸規則 第四十九条 省略

2・3 省略

4 前項の乗務員《一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者の事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の乗務員》は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、輸送の安全を確保し、及び事業用自動車内の秩序を維持するように努めなければならない。《本項は一般乗用旅客自動車運送事業者の乗務員（タクシー乗務員）には適用されないが、運輸規則13条1号による運送の引受け又は継続の拒絶は可能（2016/2/8付で関東運輸局に確認済み）》

《令和5年3月31日国土交通省令第31号・本項改正》

(物品の持込制限)

▶運輸規則 第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。《令和2年11月27日国土交通省令第93号・本条柱書改正》

一 火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類をいう。ただし、五十発以内の実包及び空包であつて、弾帯又は薬こうに挿入してあるものを除く。）

二 百グラムを超える玩具用煙火

三 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体（喫煙用ライター及び爐に使用しているものを除く。）

四 百グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類（ニトロ・セルロースを主材とした生地製品、半製品及びくずをいう。）

五 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質

六 放射性物質等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。）

七 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質

八 高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の高圧ガスをいう。ただし、消火器内に封入した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。）

九 クロル・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロロ・ホルム、ホルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質

十 刃物（平成31年1月18日国土交通省令第3号・本号追加）

十一 五百グラムを超えるマツチ

十二 電池（乾電池を除く。）

十三 死体

十四 動物（身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の身体障害者補助犬をいう。）《ex. 介助犬、盲導犬、聴導犬》及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物を除く。）

十五 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの

十六 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車室を著しく汚損するおそれのあるもの

《本条各号の危険物等を携帯している者の運送の引受け又は継続を事業者は拒絶できる（運輸規則13条2号）。》

《本条各号の危険物等を旅客の現在する事業用自動車で事業者は運搬してはならない（運輸規則14条2項）。》

《本条各号の危険物等を旅客の現在する事業用自動車に乗務員は持ち込んではならない（運輸規則49条2項1号）。》

卷末資料（別表等）

*法令試験 出題範囲

◎自動車事故報告書

◎輸送実績報告書

*個人タクシー事業の期限更新基準表

| 出 題 範 囲 | |
|--|------------------------|
| 1. 道路運送法関係 | |
| ① 道路運送法 | ② 道路運送法施行令 ③ 道路運送法施行規則 |
| ④ 旅客自動車運送事業運輸規則 | |
| ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款 | |
| ⑦ 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準 | |
| ⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について | |
| ⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について | |
| ⑩ タクシー・ハイヤー車両の表示に関する取扱通達の内容 | |
| ⑪ 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の休止及び廃止の取扱いについて (平成14年1月31日公示) | |
| ⑫ 旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について (平成14年1月31日公示) | |
| ⑬ 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について (平成14年4月26日付け関自旅2第29号) | |
| ⑭ タクシー業務適正化臨時措置法の施行について（「道路運送法に違反する運送の引受け又は継続の拒否要件」に限る。）（東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域に限る。） (昭和45年10月29日付け70東陸自1旅2第7848号) 改正(昭和53年5月17日付け78東陸自1旅2第1314号) 改正(平成7年2月21日付け関自旅2第376号) | |
| * ⑥～⑩までは、申請する営業区域において、申請月の前月末現在有効なものであって、個人タクシー事業に関するものに限る。再試験の者についても、再試験の者以外の者と同様の内容とする。 | |
| 2-1 タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域の場合のみ出題） | |
| ① タクシー業務適正化特別措置法 | |
| ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則 | |
| ③ タクシー業務適正化特別措置法関係告示・通達 | |
| ④ タクシー乗り場及び乗車禁止地区に関する事項 | |
| 2-2 タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域以外の指定地域の場合のみ出題） | |
| ① タクシー業務適正化特別措置法（第44条から第47条までに限る。） | |
| ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第28条から第38条までに限る。） | |
| 2-3 タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域以外の場合のみ出題） | |
| ① タクシー業務適正化特別措置法（第46条及び第47条に限る。） | |
| ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第30条から第38条までに限る。） | |
| 3. 道路運送車両法関係 | |
| ① 道路運送車両法 | |
| ・第1条（この法律の目的） ・第11条（自動車登録番号標の封印等） | |
| ・第12条（変更登録） ・第13条（移転登録） ・第15条（永久抹消登録） | |
| ・第19条（自動車登録番号標等の表示の義務） | |
| ・第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等） ・第41条（自動車の装置） | |
| ・第42条（乗車定員又は最大積載量） ・第47条（使用者の点検及び整備の義務） | |
| ・第47条の2（日常点検整備） ・第48条（定期点検整備） | |
| ・第49条（点検整備記録簿） ・第54条第1項、第2項（整備命令等） | |
| ・第57条（自動車の点検及び整備に関する手引） | |
| ・第58条（自動車の点検及び自動車検査証） ・第61条（自動車検査証の有効期間） | |
| ・第62条（継続検査） ・第66条（自動車検査証の備付け等） | |
| ・第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査） | |
| ・第69条第2項（自動車検査証の返納等） ・第70条（再交付） | |
| ② 自動車点検基準 | |
| ・第1条第1号（日常点検基準） ・第2条第1号（定期点検基準） | |
| ・第4条（点検整備記録簿の記載事項等） | |
| ③ 道路運送車両の保安基準 | |
| ・第29条（窓ガラス） ・第43条の2（非常信号用具） | |
| ・第43条の3（警告反射板） ・第43条の4（停止表示器材） | |
| ・第50条（旅客自動車運送事業用自動車） | |
| ・第53条（乗車定員及び最大積載量） | |
| ④ 自動車事故報告規則 | |
| ・第2条（定義） ・第3条（報告書の提出） ・第4条（速報） | |
| ⑤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 | |
| ・③に掲げる条項について具体的に定める事項 | |

別記様式（第3条関係）

（表）

| 自 動 車 事 故 報 告 書 | | | | | |
|---|----------|---------|---------|-----|--------------------------|
| 宛て 自動車の使用者の氏名又は名称 住 所 電話番号 年 月 日 提出 | | | | | |
| ☆発生日時 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| 天 候 | 1 晴れ | 2 曇 | 3 雨 | 4 雪 | 5 霧 6 その他 |
| ☆発生場所 | 都道 府県 | 区市 郡 | 区町 村 | 番地 | ☆路線名 又は 道路名 道 線 |
| ☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置 | | | | | ☆自動車登録番号 又は車両番号 |
| ☆当時の状況 | | | | | |
| ☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。） | | | | | |
| ☆当時の処置 | | | | | |
| ☆事故の原因 | | | | | |
| ☆再発防止 対 策 | | | | | |
| ※備 考 | | | | | |

（日本産業規格A列4番）

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車 roadway において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車 roadway 外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「安全運転支援装置」とは、自動車に搭載された先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムをいい、当該自動車の搭載状況に該当するものを○で囲むこと。
- (11) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R1 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第3号に規定する品名の可燃物
- (12) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (13) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (14) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (15) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (16) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (17) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (18) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス配業者の登録番号を記載すること。
- (19) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (20) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (21) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (22) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (23) 「アルコール依存症のスクリーニング検査受診状況」及び「飲酒の時点及びその飲酒量」の欄は、第2条第8号（酒気帯び運転を伴うものに限る。）に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診したアルコール依存症のスクリーニング検査の受診の有無及び飲酒の時点について、該当する事項を○で囲むとともに、「最近の受診年月日」及び「飲酒量」を記入すること。
- (24) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (25) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (26) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (27) 「運行管理者」、「貨物軽自動車安全管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者や貨物軽自動車安全管理者のことである。
- (28) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

| | | |
|-------|--|----|
| 事業者番号 | | 個人 |
|-------|--|----|

| |
|-----------------|
| 〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局 |
|-----------------|

一般乗用旅客自動車運送事業(個人タクシー)輸送実績報告書(年度)

あて

住所
事業者名
電話番号

事業概況(年3月31日現在)

| | |
|------|--|
| 営業区域 | |
|------|--|

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

| | |
|-------------------|--|
| 実働日数 | |
| 走行キロ(キロメートル) | |
| うち実車キロ(キロメートル) | |
| 実車率(%) | |
| 運行回数(回) | |
| 営業収入(千円) | |
| 実働率1日1車あたり営業収入(円) | |

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

| | |
|--------|--|
| 交通事故件数 | |
| 重大事故件数 | |
| 死者数 | |
| 負傷者数 | |

- 備考 1 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
2 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。
3 実車率、実働率1日1車あたり営業収入は、次の算式により算出する。

(1) 実車率 = $\frac{\text{実車キロ}}{\text{走行キロ}} \times 100$

(2) 実働率1日1車あたり営業収入 = $\frac{\text{営業収入}}{\text{実働日数}}$

個人タクシー事業の期限更新基準表

1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断

| 審査期間 | 審査期間における法令違反行為等の状況 | 更新後の許可期限 |
|--|--|----------|
| A. 5年 | ① ③に該当しない者で、許可期限が満了する日（以下「満了日」という。）以前の3年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の2年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者 | 5年後 |
| | ② ①及び③に該当しない者 | 3年後 |
| | ③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反がある者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく事業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文3.(2).②に規定する研修を受けなかった者 オ. 満了日まで代務運転者を使用している者 カ. 満了日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者 | 1年後 |
| B. 3年 | ① ③に該当しない者で、無事故無違反である者 | 5年後 |
| | ② ①及び③に該当しない者 | 3年後 |
| | ③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者 | 1年後 |
| C. 2年 | ① 次のいずれにも該当する者 ア. 満了日以前の1年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の1年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. ②のイ. に該当しない者 | 3年後 |
| | ② 次のいずれかに該当する者 ア. ①のア. に該当しない者 イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者 | 1年後 |
| D. 1年 | ① ②に該当しない者 | 3年後 |
| | ② 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者 | 1年後 |
| (適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。 2. 満了日以前の1年間に於いて無事故無違反であって、満了日の1年前以前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。 | | |

2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断

期限更新日における年齢が満65歳以上の者については、1. によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。

| 年齢区分 | 更新後の許可期限 |
|------------|----------|
| 65歳以上73歳未満 | 3年後 |
| 73歳以上75歳未満 | 2年後 |
| 75歳以上 | 1年後 |

(筆者のサイトの QR コード)



個人タクシー試験対策 個タク法令集 (2025 年版)

発行日 平成29年 2月 7日 初 版
令和 6年12月15日 2025年版

著 者 aimoto
(<https://ss1.xrea.com/daiichij.s17.xrea.com/>)

発行者 同 上
印 刷 製本直送.com

頒 価 1,980円

(追加情報等は上記サイトに掲載します。)